

## うなぎの稚魚の輸出承認について

輸出注意事項19第14号（平成19年4月9日）

最終改正：輸出注意事項2021第3号（令和3年1月25日）

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の33の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成19年5月1日から下記により行います。

なお、「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成18年3月31日付け平成18・03・23貿局第2号・輸出注意事項18第12号）は、平成19年4月30日限り、廃止します。

### 記

#### 1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

#### 2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の33の項の中欄に掲げるうなぎの稚魚とする。この場合の稚魚とは、一尾の体重が13グラム以下のものをいう。

#### 3 輸出承認の申請

##### （1）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする輸出者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

##### （2）輸出承認申請の際の添付書類

- ① うなぎの稚魚輸出事前確認証交付要領（令和3年1月25日付け2水推第1343号）により交付されたうなぎの稚魚輸出事前確認証 1通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通
- ③ その他必要と認められる書類

##### （3）輸出承認申請書の記載要領

輸出承認申請書の「型及び等級」欄には1キログラム当たりの尾数を記載するものとする。

#### 4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。